

府監第1729号
令和8年1月22日

＊＊＊＊様

大阪府監査委員	高 橋 明 男
同	中 務 裕 之
同	鈴 木 一 水
同	川 村 和 久
同	白 木 恵 士

住民監査請求について（通知）

令和7年12月18日にあなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

第1 請求の要旨

住民監査請求書及び事実証明書の内容から、請求の要旨を概ね次のとおりと解した。

1 監査対象事項

大阪府教育庁（以下「教育庁」という。）及び大阪府立＊＊＊＊＊学校（以下「本件学校」という。）がいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「いじめ対策法」という。）に基づき重大事態として認定し、知事に報告したとされる事案（以下「本件いじめ事案」という。）に関する調査に係る人件費の支出

2 前記1の事項が違法又は不当である理由

本件いじめ事案に関して、いじめ対策法が義務付ける首長設置の第三者委員会による調査を開始せず、本来実施されるべき第三者委員会調査が行われなかつた結果、内部会議、説明対応、問題の先送り、形式的措置が繰り返され、これら全てが職務行為として行われており、これらの業務は法定調査を開始しなかつたという不作為を原因として発生したものであり、その人件費は違法・不当な公金支出に該当する。

3 求める措置の内容

本件いじめ事案について、いじめ対策法が義務付ける首長設置の第三者委員会による調査を開始せず、形式的・内部的対応が継続され、違法・不当に費消された人件費の是正及び再発防止措置

第2 住民監査請求の要件に係る判断

- 1 最高裁判所第二小法廷昭和62年2月20日判決によれば、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による住民監査請求に対し、同条第3項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、当該監査の結果に対して不服があるときは、法第242条の2第1項の規定に基づき所定の期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されておらず、監査請求に新たに違法、不当事由を追加し又は新証拠を提出しても別個の監査請求になるものではないとされている。
- 2 本件請求において、請求人は、本件いじめ事案に関して、本来実施されるべき第三者委員会調査が行われなかつた結果、内部会議、説明対応、問題の先送り、形式的措置が繰り返され、これら全てが職務行為として行われており、これらの業務は法定調査を開始しなかつたという不作為を原因として発生したものであり、その人件費は違法・不当な公金支出に該当すると主張して、その是正等を求めている。

しかしながら、かかる本件請求は、請求人が令和7年10月15日に提出した監査請求において、大阪府立学校いじめ防止対策等審議会の調査部会に係る経費の支出は、いじめ対策法の趣旨を歪めるものであり、実効性を欠いた会議体への委員報酬・会議経費支出は違法又は不当な公金支出に該当する旨主張するとともに、本件いじめ事案に係る対応等に不備があり、教育長、本件学校の校長、本件学校及び教育庁の職員への人件費の支払が違法であるとして、その是正を求めた請求と同様の趣旨のものである。かかる請求に対しては、請求人が指摘する事項を含め、上記の調査部会が実効性を欠いたものとはいえない旨、本件いじめ事案への対応等が不適切なものであったということはできず、上記職員らへの人件費の支払が違法・不当と言えない旨、同年12月18日付けで請求人に監査結果を通知しているところである。

したがって、本件請求は、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為と同一の行為を対象とする監査請求を重ねて行うものであるから、適法な請求とは認められない。

第3 結論

以上のとおり、本件請求は、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為と同一の行為を対象として重ねて監査請求を行うものとして不適法であるから、却下する。